

明治期の灯台

本州最西端に位置する山口県は、北に日本海、西に響灘、南に瀬戸内海が広がっています。なかでも、九州との間にある関門海峡は古くから海上交通の要衝で、さまざまな航路標識（広義の灯台）が集中している地域です。

特に、ヨーロッパ商船の航行が増え、「ダーク・シー」（暗い海）と酷評された明治初期、響灘沿岸と関門海峡には、日本政府の要請によりイギリス人技術者集団の手によっていち早く洋式灯台が整備されます。その光芒は、まさに海における文明開化のシンボルでした。

その中には、今も重要な航路標識として立派に機能している灯台が多く存在します。それらが海上交通の安全を支えた長い年月は、島や岬の自然に溶け込んだ優美な姿とともに、人々の心を魅了し続けています。

本展示では、当館所蔵資料の中から山口県の明治期の灯台に関連する資料を紹介します。

※途中で展示替えをします。

1 江戸時代の灯台（和式灯台）

[2018. 12/12(水)～27(木)]

① 丸尾崎灯台設計図 [天保5年(1834)] 部坂家文書 151

惣高2丈7尺(約8.2m)、幅2間(3.6m)の常夜灯を備えた木造和式灯台。周防灘を航行する廻船の緊急避難港である丸尾港の機能を高めるために建設されました。

② 丸尾港遠景 [昭和初期] 毛利家文庫 81 写真 124

丸尾港（宇部市東岐波）を北の方向から撮影したもの。左に見える灯台は明治5年（1872）に改修された二代目のものですが、昭和17年（1942）に流失しました。

2 浮標の設置と洋式灯台建設の方針

[2019. 1/5(土)～17(木)]

③ [御雇英国人ブラントン浮標設置につき通達]

明治2年(1869) 毛利家文庫9 諸省 577(14)

明治新政府の行政官が、山口藩に対して御雇い英国人灯台技師ブラントンの派遣を伝え、浮標の設置について適切な処置を取るよう指示したものです。

④ [灯明台建築につき達] 明治4年(1871) 毛利家文庫9 諸省 577(35)

明治新政府の灯台建設に関する方針を示したものです。建設場所は外国人と協議の上決定することとし、府藩県が勝手に建設することを禁じています。

⑤ [灯標私設禁止につき通達] 明治18年(1885) 明治期政府布達類 350

工部省が、山口県に対して今後は灯台の私設を禁止する旨を伝えたものです。これ以前に私設を認めた灯台についての処置を申請者に伝えるよう指示しています。

⑥ 航路標識便覧表 明治 32 年(1899) 梶山家文書 1488

逓信省の航路標識管理所が発行したものです。灯標，昼標，警号など航路標識の種類とその位置，構造，等級及び等質，光達距離，色などが一目でわかります。

3 六連島灯台 ～山口県内最初の洋式灯台～

[2019. 1/18(金)～30(水)]

⑦ [六連島灯台建築地所点検につき通達]

明治 3 年(1870) 毛利家文庫 9 諸省 577 (13)

灯台建設を最初に担当した民部省が，山口藩に御雇い英国人技師ブラントンの派遣を伝え，六連島での測量活動が円滑に進むよう計らうことを指示したものです。

⑧ [六連島灯台落成につき布告] 明治 4 年(1871) 毛利家文庫 9 諸省 577 (15)

灯台事業の管轄を引き継いだ工部省が六連島灯台落成を布告したものです。別紙のブラントンの報告書から，位置，灯級及び灯質，光達距離などがわかります。

⑨ [六連島灯台写真] [昭和 11 年(1936)頃] 県庁文書戦前 A 社寺追加 16

六連島灯台は，明治 5 年(1872)の明治天皇行啓場所の一つとして，昭和 11 年(1936)に史跡指定されます(戦後に解除)。史跡指定当時の貴重な写真です。

4 角島灯台 ～日本海側初の洋式灯台～

[2019. 2/1(日)～28(木)]

⑩ [角島灯台敷地買上につき指令] 明治 8 年(1875) 明治期政府布達類 196

内務卿の大久保利通が，山口県に対して角島灯台用地^{つのしま}の買上について支障の有無の確認，及び代価の詳細な調査を求めたものです。

⑪ [角島灯台建築用地買上代金下渡につき通達]

明治 9 年(1876) 明治期政府布達類 349

工部省が山口県に対して，灯台建設用地の買収代金を中野治郎右衛門ほか 10 名に渡すよう依頼したものです。代金の送付には三井組の為替が利用されました。

⑫ 第十七大区出品煉瓦石解説 [明治期] 県庁文書戦前 A 総務 1691

明治 10 年(1877)開催の第 1 回内国勸業博覧会への出品物選定のために特産品を大区ごとにまとめたもの。角島灯台に使われた煉瓦の産地が肥中^{ひじゅう}だったことがわかります。